

太田市ウォーキング協会会則

- 第 1条 (名 称) 本会は太田市ウォーキング協会と称する。
- 第 2条 (事務局) 本会の事務局は事務局長宅に置く。
- 第 3条 (趣 旨) 本会は歩け運動を通じ会員の健康保持と体力増進並びに会員相互の親睦を計り併せて広く同行者と連携し歩く運動の普及と福祉共存に寄与することを目的とする。
- 第 4条 (会 員) 本会の趣旨に賛同するものを以って組織し年齢性別を問わない。
- 第 5条 (事 業) 本会は第3条目的達成のため次の事業を行う。
(1) 会員各自に適応した健康ウォークの実施。
(2) 健康作り、体力作りに関する研修、研究会、講演等の実施及び地域スポーツ団体との提携、実践。
(3) 歩け運動を通じ親睦的行事の実施。
(4) その他の必要事項。
- 第 6条 (役 員) 本会に次の役員を置く。
会 長 1 名
副 会 長 若干名
事務局長 1 名
事務局次長 1 名
会 計 2 名
常任 理事 若干名
監 査 2 名
又、必要に応じて名誉会長、顧問、相談役を置く事が出来る。
名誉会長、顧問、相談役は会長が委嘱し、総会にて承認を得なければ成らない。
- 第 7条 (任 務) 会長は会を代表し会を総括する。
副会長は会長を補佐し、会長不在の場合之を代行する。
- 第 8条 (任 期) 役員任期は2カ年とする。但し、再任を妨げない。
- 第 9条 (総 会) 総会は、この会の最高議決機関であり、定期総会は年1度会長が招集する。又、臨時総会は、役員会が必要と認めた時か、会員の3分1以上の要望があった時、会長が招集する。
(1) 定数 総会は会員の3分の2以上の出席、委任状含む、で成立し議決は過半数制とする。
(2) 議長 総会の議長は、出席会員の中から選出する。
(3) 審議・承認事項
1、年間活動報告 2、会計報告 3、新年度の活動方針及び予算
4、会則の制定及び改廃 5、その他役員が必要と認めた事項
- 第10条 (会計年度) 本会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第11条 (経 営) 本会の経費は会費及び寄付金、その他を以って之に当てる。

第12条（入会・退会）

- (1) 本会の入・退会は自由であるが退会の場合概納会費は返戻しない。
- (2) 本会の会員資格は退会届を提出する事により消失する。

第13条（会費）

本会会費は年間2,200円とする。
会費の納入は年度末（3月）とする。
但し、新規会員は入会時に納入とする。

第14条（誓約）

本会の行事に関して事故発生の場合、会員は本会に対し補償等の要求は行わない。

第15条（慶弔）

慶弔見舞金は次の通りとする。

- (1) 慶弔金
会員が死亡したとき 香典 5,000円
- (2) 見舞金
見舞金は、会員が当会行事ウオーク参加中の怪我で7日以上入院もしくは通院をした場合。 お見舞金 3,000円

第16条（手当）

本会及び県協会行事の下見、スタッフ派遣に関する出張の交通費及び手当。

- (1) 例会下見派遣は往復100Kmを超える場合に、1,000円を支給する。但し人数は3名を限度とする。
- (2) 県ウォーキング協会要請のスタッフ派遣は1日 1,000円を支給する。
- (3) 諸会議出席の為の交通費は実費（公共交通機関）を支給する。個人車両利用の場合は歩行距離を（Km/10Km）で徐しガソリン量に時価価格を積した金額を支給する。

第17条（講習・研修）

本会が必要とする講習会及び研修会へは積極的に参加をする。参加者の人選は執行部役員会（会長・副会長・事務局・会計）に計り会長が決定する。

- (1) 研修費（講習料）は全額支給する。
- (2) 派遣費は第16条（2）項に準じて支給する。但し遠距離で交通費を要する場合は、執行部役員会に計り支給を決定する。

第18条（車両提供）

上州太田グリーンマーチ及び准ずる公的行事への車両提供者には1回につき、1,000円の謝礼をする。

第19条（特例）

- (1) 本会則に定めてないもの、又本会則により難き場合は、常任理事会において協議の上執行する。
- (2) 会費の状況により支部又は各部会を設けることが出来る。

付則 本会は昭和51年10月2日より執行

付則 本会は昭和51年2月より執行

一部改定	昭和55年	5月	9日
一部改定	昭和55年	6月	20日
一部改定	昭和57年	4月	10日
一部改定	平成9年	5月	31日
一部改定	平成10年	5月	10日

一部改定	平成11年	4月24日	
一部改定	平成12年	5月13日	
一部改定	平成13年	6月3日	
一部改定	平成15年	5月18日	
一部改定	平成19年	6月24日	第15条（慶弔）の追加
一部改定	平成20年	5月24日	第12条の変更
一部改定	平成22年	5月30日	第15条（2）・第16条・第17条・第18条
一部改定	平成24年	5月28日	第6条役員名称の変更
一部改訂	平成29年	5月27日	第6条役員数の変更
一部改訂	平成29年	5月27日	第9条（会議）内容の変更
一部改訂	平成29年	5月27日	第15条（2）見舞金の変更
一部改訂	平成30年	5月19日	第2条 事務局の所在地変更